

監 第 103 号
令和4年8月10日

南陽市長 白 岩 孝 夫 様

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 高 橋 篤

令和3年度南陽市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、審査に付された令和3年度南陽市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和3年度南陽市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

- 令和3年度 南陽市一般会計歳入歳出決算
- 〃 南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 〃 南陽市財産区特別会計歳入歳出決算
- 〃 南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算
- 〃 南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 〃 南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 〃 財産に関する調書
- 〃 南陽市各基金の運用状況

第2 審査の方法

決算の審査は、令和4年7月14日付け会第16号をもって市長から審査に付された、令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに附属書類、基金の運用状況について、法令等に準拠して処理されているか計数が正確であるかについて、関係諸帳簿等と照合調査するとともに、関係職員から説明を聴取する方法によって、予算の執行が適正であるかに主眼をおいて実施した。

なお、現金、預金の残高確認、証書類の検査については、別に法の規定に基づく例月出納検査において実施したので省略した。

第3 審査の結果

審査に付された各会計の決算及び基金の運用状況を示す書類の計数は正確であり、また、予算執行及び財政運営については、全般的に適正と認められた。

なお、審査意見及び決算等の概要は次のとおりである。

第4 審査の意見

一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入が268億6,914万4千円、歳出が254億3,751万9千円で、前年度に比べて、歳入で4億947万4千円、歳出では7億2,435万1千円減少している。

形式収支は14億3,162万5千円、実質収支は14億1,974万1千円の黒字となっており、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支については、3億2,284万1千円の黒字となっている。

会計別に見ると、一般会計の決算額は、歳入が194億2,794万2千円、歳出が182億3,291万4千円で、前年度に比べ歳入で4億5,770万4千円(2.3%)、歳出では8億3,476万3千円(4.4%)減少している。

これは、前年度新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特別定額給付金給付事業費(30億9,750万円)の皆減に伴う国庫支出金の減少が影響している。

形式収支から繰越明許費等として翌年度に繰越すべき一般財源を控除した実質収支は、11億8,314万4千円の黒字となり、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支については、3億8,502万3千円の黒字となっている。

一般会計の歳入については、自主財源は67億5,790万4千円で、前年度と比べ829万7千円(0.1%)増加している。これは、自主財源の根幹をなす市税が34億5,175万5千円で、前年度に比べ1億6,653万4千円(4.6%)減少したものの、前年度と比べ分担金及び負担金が1,156万9千円(12.0%)、使用料及び手数料が768万円(8.2%)、ふるさと納税などの寄附金が6,330万4千円(7.9%)など増額となったことが主な要因となっている。

依存財源の決算額は126億7,003万8千円で、前年度と比べ4億6,600万1千円(3.5%)減少している。これは、国庫支出金の20億4,598万4千円の減少によるもので、令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別定額給付金給付事業費補助金(30億9,750万円)が皆減したことが影響している。

市税における不納欠損額は、前年度に比べ769万5千円(96.8%)増加して、1,564万3千円となっている。不納欠損処分については、最大限の徴収努力の結果として不納欠損処分をせざるを得ない場合には、不納欠損処分制度の趣旨を適正に理解し活用することを妨げるものではないものの、入湯税(皆増)は利用者からの預かり金的な要素があり、諸般の事情はあるとしても、税負担の公平性などの面から慎重かつ厳正な取扱いに努められたい。

市税における収入未済額は、前年度に比べ1,890万7千円(17.6%)減少して8,837万2千円となっており、一般会計の収入未済額の98.2%を占めている。市税の現年度課税分の収納率は99.3%で前年度より0.3ポイント上昇、滞納繰越分についても21.8%で5.9ポイント上昇している。収納率は高率で推移しており、南陽市市税等収納対策本部による課題の共有や滞納処分の強化、納税意識の高揚対策の成果と考えられる。収入未済額の解消は、自主財源の確保や市民負担の公平を期する上で大変重要であり、今後とも滞納者の実態に即した適切な措置を計画的に講じ、未収金の解消に向けた一層の努力を望むものである。

市債の発行額は、前年度と比べ7億750万円(74.1%)増の16億6,260万円となっている。その主なものは、新温浴施設整備事業債が2億8,800万円、福祉施設整備事業債が4億4,270万円、地方道路

等整備事業債が1億4,770万円、認定こども園施設整備事業債が4,860万円、公園施設長寿命化対策事業債が5,350万円、臨時財政対策債が3億2,050万円などである。

市債残高については、平成28年度から令和2年度まで減少してきたが、令和3年度末の市債残高は、154億6,518万5千円となっており、前年度と比べて3億7,534万円（2.5%）増加している。市債については、累積により財政の硬直化が一層進む懸念があることから、将来における償還能力等を考慮しつつ、中・長期展望を踏まえた適切な運用に努められたい。

歳出については、目的別では、民生費の占める割合が35.4%となっており、性質別では、義務的経費が42.4%、任意的経費が57.6%となっている。

一般会計の翌年度繰越額は2億9,633万4千円で、前年度に比べ10億6,101万7千円（78.2%）減少している。繰越の主なものは、新温浴施設整備事業費3,951万8千円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費1億4,984万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の1,608万2千円、道路新設改良事業費（交付金事業・蒲生田関口線）の4,720万円などである。また、翌年度繰越額のうち一般財源は、1,188万4千円となっている。

特別会計は、5会計（うち国保は2勘定）となっているが、歳入の決算総額は74億4,120万2千円で、前年度と比較し4,823万円（0.7%）増加し、歳出決算総額は72億460万5千円で、前年度より1億1,041万2千円（1.6%）増加している。歳入歳出差引額は、2億3,659万7千円の黒字で、これが実質収支額となっている。

特別会計の不納欠損額は1,658万5千円となっており、前年度に比べ356万6千円（27.4%）増加している。これは、国民健康保険特別会計（国民健康保険税）が337万9千円（28.1%）、介護保険特別会計（介護保険料）が18万4千円（25.0%）増加したことによるものである。

特別会計の収入未済額は、前年度より1,272万円（10.5%）減の1億899万7千円となっており、国民健康保険税では前年度と比べ1,245万9千円（11.0%）減少している。今後とも、納付指導等を通じて収納率向上を図り、保険事業の健全化に努められたい。

本市の経常収支比率を始めとする財政指標は、依然として財政基盤の脆弱さを示しており、様々な社会情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、地方自治体の財源の減収がまだ続くことが予想され、極めて厳しい財政状況が続くものと思われる。

このような中で、南陽市は、将来にわたって持続可能な財政状況を実現するため、「南陽市健全な財政運営に関する条例」を昨年12月に設定し、市が自ら守るべき「財政規律の基本的な原則」を定めた。少子高齢化、人口減少、災害対策等諸課題が山積しているところではあるが、なお一層の事務事業の効率化に取り組み、「健全な財政運営」と「経営体力の向上」を目指すとともに、市民生活の安全・安心、相互理解と協働をさらに深めながら、限られた財源の中で市民に対して最大のサービスを提供し、市民福祉の増進に寄与されるよう望むものである。